

自 令和 8 年 6 月 9 日

至 令和 8 年 6 月 1 9 日

第 3 回 和木町議会定例会

令和 8 年第 3 回（6 月）定例会
令和 8 年第 3 回和木町議会定例会
（令和 8 年 6 月 9 日）

○ 議事日程 別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 4 号
 例月現金出納検査の結果について
2. 報告第 5 号
 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について
3. 報告第 6 号
 令和 7 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の
 報告について
4. 報告第 7 号
 令和 7 年度和木町簡易水道事業会計予算繰越計算書
 の報告について
5. 報告第 8 号
 令和 7 年度和木町公共下水道事業会計予算繰越計算書
 の報告について
6. 報告第 9 号
 和木町土地開発公社の経営状況の報告について
7. 議案第 18 号
 令和 8 年度和木町一般会計補正予算（第 1 号）
8. 議案第 19 号
 令和 8 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	坂 本 啓 三	
副 町 長	山 下 純 二	
企画総務課長	松 井 敏 浩	
税 務 課 長	池 田 剛	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	片 山 博 和	
保健福祉課長	渡 邊 真 奈 美	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	鳥 枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 尾 恵
書 記	中 島 芽 生 子

令和8年第3回（6月）定例会

議	長	町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。 また、携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	ただいまから、令和8年第3回和木町議会定例会を開会いたします。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により1番 三分一淳議員、2番 明本光弘議員を指名いたします。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、5月26日に東京で開催された「町村議会議長・副議長研修会」に、私と森脇副議長が出席いたしました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。 閉会中において、議会改革特別委員会委員である三分一議員から、一身上の都合により委員を辞任したい旨の願い出がありました。 本件につきましては、和木町議会委員会条例の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告申し上げます。
議	長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 津島宏保議員。 津島議員。

令和8年第3回（6月）定例会

津 島 議 員

議会運営委員会からご報告いたします。

町長より、本日6月9日に議会が招集されたことに伴い、6月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り、申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告6件、議案2件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第4号から第9号、議案第18号、議案第19号の議案説明と質疑を行い、報告第5号から第8号は討論採決まで行います。

15日は一般質問、16日は広報公聴常任委員会、及び議会改革特別委員会、17日は総務文教常任委員会、18日は民生建設常任委員会、最終日は6月19日で、討論、採決を行うことといたします。

よって、本定例会の会期を、本日6月9日から6月19日までの11日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保

議 長

以上で、諸般の報告を終わります。

議 長

日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月19日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

異議なしと認めます。

議 長	したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間とすることに決定しました。
議 長	日程第4 行政報告について 町長の報告を求めます。坂本町長。
坂 本 町 長	みなさん、おはようございます。 町政運営につきましては、日頃より温かいご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。 それでは、ただ今より6件の行政報告を申し上げます。 1件目は、出前町長室の回答の公表についてでございます。 昨年11月に開催した出前町長室にて、町民の皆さまからいただいたご意見等に対する回答一覧表を、町ホームページに掲載するとともに、役場、文化会館、総合コミュニティセンター、公民館瀬田分館、公民館関ヶ浜分館といった町内公共施設へ簿冊を設置することで公表をしております。 延べ113人の方からいただいたご意見等の総数は126件に及び、その一つ一つが貴重な町民の皆さまの声でございますので、私自らと担当課で協議を重ね、真摯に回答をさせていただきました。対応可能なご意見等については、なるべく早期に対応して解決を図っており、町民の方からお褒めの言葉や感謝の言葉をいただいております。 すぐに対応ができないものに関しましては、今後の検討課題とさせていただき、引き続き解決方法を探してまいりたいと思います。 また、中には予算の制約等により、どうしても対応できないものもございましたが、可能な限り、どうしたら対応できるかを考え、様々な角度から検討し研究を重ねたうえで結論を出ささせていただいた次第でございます。 今後の出前町長室につきましては、開催方法等の形を変えな

がら、みらい会議の一環として、継続していくことを考えているところでございます。

2件目は、和木町学校給食センターの建設関連費として1,000万円の匿名寄附についてでございます。

令和8年5月1日、町民の方から、1,000万円の匿名寄附を受けました。

この寄附金は、和木町の未来を担う子どもたちの育ちと笑顔のために、新たに建設予定である、（和木町学校給食センターの建設関連費に活用していただきたいとのご意思を伺っております。

ご寄附に対し、深く感謝を申し上げますとともに、あらためて、給食センター建設事業の推進に全力で取り組む決意を深めたところでございます。

お受けいたしました寄附金につきましては、建設等の費用に充当をさせていただきます。

3件目は、2026年山口県総合防災訓練の開催についてでございます。

6月14日（日）、午前9時から、和木町と岩国市を会場として「2026年山口県総合防災訓練」が開催されます。

本訓練は、住民・地域団体と県・市町など防災関係機関が協働して実施するもので、和木会場での訓練は、南海トラフ地震発生を想定した災害対応訓練により、「町職員、消防団員の発災初期の対応力の向上」及び「住民向けの防災イベントをつうじて住民の皆さまの防災意識の高揚を図る」ことを目的としているものでございます。

当日は、「災害対策本部訓練」、「消防団訓練」「住民向け防災イベント」の3つの訓練で構成し、一つめの「災害対策本部訓練」は庁舎2階フロアに町職員が集合し、津波からの住民避難の対応、及び地震被害情報の収集と応急対応、並びに、災害対応方針の決定に基づく災害対策本部会議の実施を訓練

いたします。

二つめの「消防団訓練」は和木中学校グラウンドにて実施し、災害対策本部訓練と連動しながら、消防団による実戦に即した消火及び救出訓練を行います。

三つめの「住民向け防災イベント」は和木中学校体育館にて実施し、暴風雨の脅威を体験していただく「風雨体験」、地震、洪水、土砂崩れを映像で疑似体験する「災害VR体験」、水消火器を使用した「初期消火訓練」をはじめとした、各種の参加型防災体験をしていただくことができます。

これから出水期を迎えますが、引き続き町の防災力を向上させるとともに、災害発生時の「逃げ遅れゼロ」を目指して、必要な訓練や備えをして参りたいと強く考えているところでございます。

また、防災に関しての国の動きをご紹介します。国土交通省と気象庁は、令和8年5月29日から大雨警報などの防災気象情報を一新し、その運用を開始しております。概要としては、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮といった、それぞれの情報について、5段階の警戒レベルに統一されるとともに、「レベル2土砂災害注意報」「レベル3大雨警報」といったように、警報・注意報の情報名にレベルが付与されております。また、「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されるようになりました。

このように、情報の呼び方は変更されましたが、避難所の開設は「警戒レベル3以上かつ災害が見込まれるとき」であり、これについては従来通りの取り扱いで変更はございません。

4件目は、洪水ハザードマップの更新についてでございます。

町は、このたび、平成31年3月に発行した洪水ハザードマップを更新したことから、5月末の広報わき配布に合わせて、町民の皆さまにお届けするとともに、町ホームページにも掲載しております。また、住民サービス課窓口や企画総務課に

においても配布いたしております。

今回の更新は「浸水想定対象河川」の追加が主なものとなっており、以前のハザードマップでは小瀬川のみが対象河川となっておりましたが、令和3年の水防法改正により、県管理の河川である瀬田川、関ヶ浜川、駒ヶ迫川、坂根川、西谷川の5河川も新たに対象となりました。そのため、主に瀬田地区と関ヶ浜地区の浸水想定区域は大きく広がっており、実際の災害発生時の状態に即したものとなりました。

更新した洪水ハザードマップをぜひご確認いただき、これから出水期を迎えるに当たり、ご自身の住む場所の浸水の深さを確認していただくことで、早期の避難や避難ルートの検討、及び自主防災活動に役立てていただきたいと考えております。

5件目は、岩国警察署和木交番・和木地域安全センターの開所についてでございます。

令和8年4月1日に、和木・装港・小瀬の3つの駐在所が1つの交番として統合した「岩国警察署和木交番・和木地域安全センター」が開所いたしました。

去る5月19日には多くの来賓のご臨席のもと、開所式が開催され、私も出席をさしていただき、お祝いの言葉を述べさせていただいたところでございます。

和木交番は警察官6名の交代勤務により、2名24時間体制で運用されるほか、警察官OBである相談員1名が月の半分程度出勤し、各種の相談等にも対応されると聞いております。また、交番内にはコミュニティルームが設けられ、事前に申請すれば地域の皆さまが使用することも可能でございます。

和木交番の開所により、これまで以上に和木町や周辺地域の治安が高まり、町民の皆さまの、より一層の安全と安心につながることを大いに期待をされております。

6件目は、和木町地域おこし協力隊についてでございます。岡山県出身の藤野 翔太郎（ふじの しょうたろう）さんが、

令和8年第3回（6月）定例会

令和8年4月に5代目和木町地域おこし協力隊員として着任いたしました。任期は最長3年間で、企画総務課に配属し、ケーブルテレビ「和木ちゃんねる」の番組及びY o u T u b e 動画の制作について取り組んでいただいております。

また、3代目地域おこし協力隊の上野 優樹（うえの ゆうき）さんは、令和8年4月30日をもちまして3年間の任期を満了し、退任されました。在任中は、和木ちゃんねるの企画番組の制作やイベントの撮影などを手掛けたほか、観光イベント等にも精力的に参加されるなど、多方面において活躍されました。退任後は、町内のイベント運営にご協力をいただくとともに、これまでの経験を活かし、ご自身の事業立ち上げに向けて準備をされていると聞いております。

以上6件について行政報告とさせていただきます。

議	長	日程第5 報告第4号 例月現金出納検査の結果について 監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。
---	---	--

議	長	日程第6 報告第5号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について これを議題とします。執行の説明を求めます。 池田税務課長。
---	---	--

池 田 税 務 課 長	田	報告第5号「和木町、税条例の一部改正に関する専決処分について」ご説明いたします。
----------------------------	---	--

和木町、税条例の一部改正する条例について、令和8年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正する法律等に伴い、和木町税条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正といたしましては、軽自動車税の環境性能割が令和8年4月1日に廃止となり、それに伴うものとなっております。

続いて個人住民税の控除等の改正でございます。給与所得控除の最低保証額について、現行の65万円から74万円に引き上げるものと、ひとり親控除の控除額について現行の30万円から33万円に引き上げるものです。

また、ふるさと納税制度の見直しとして、特例控除額について193万円を上限として新たに設定するものでございます。

今、申し上げました個人住民税に関する改正については、令和9年度以降からの適用となっております。

その他固定資産税では、新築住宅の床面積要件の下限を現行の50平方メートル以上から40平方メートル以上に引き下げ、適用期限を5年延長といたします。など地方税法の一部改正に伴う改正を行っております。

以上で、報告第5号「和木町税条例の一部改正に関する専決処分について」説明を終わります。

議 長

報告第5号について、質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第 5 号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第 5 号は承認することに決定しました。

議 長 日程第 7 報告第 6 号 令和 7 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松 井 企 画 報告第 6 号 令和 7 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 7 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

和木町暮らし応援商品券事業 8, 1 2 4 万円

戸籍住民基本台帳事業 2 3 9 万 8 千円

・ 総合福社会館照明 LED 化事業 2 0 0 万円

・ 和木町物価高対応子育て応援手当支給事業 4 0 万円

・ 町営住宅整備事業 5 0 0 万円

・ 避難所環境改善事業 8 4 1 万 9 千円

これらを令和 8 年度に繰り越したものでございます。

以上で、報告第 6 号のご説明とさせていただきます。

議 長 報告第 6 号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

嘉 屋 議 員 はい、議長。

議 長	嘉屋富弘議員。
嘉 屋 議 員	はい、ただ今 8 件の繰越を聞きました。これ今年度中に全て 終着って、終わる訳でしょうか。ご質問します。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	はい、事業といたしましては今年度ですべて終える予定で進 めております。
議 長	よろしいですか。はい。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議 長	報告第 6 号 令和 7 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。 全員挙手。
議 長	したがって、報告第 6 号は承認することに決定しました。
議 長	日程第 8 報告第 7 号 令和 7 年度和木町簡易水道事業 会計予算繰越計算書の報告について

日程第9 報告第8号 令和7年度和木町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

片山都市建設課長。

片 山 都 市
建 設 課 長

報告第7号 令和7年度和木町簡易水道事業会計予算繰越計算書及び報告第8号 令和7年度和木町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、一括してご説明申し上げます。

この2件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越額を調製したのでご報告させていただくものでございます。

内容について、ご説明申し上げます。それぞれ資料の裏面をご覧ください。

報告第7号 簡易水道事業会計では、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、款4 資本的支出項1 建設改良費 事業名 瀬田地区配水管布設詳細設計事業1件でございます。予算計上額2,380万6千円、支払義務発生額2,380万6千円 翌年度繰越額2,380万6千円。財源内訳は、企業債2,380万円 損益勘定留保資金6千円となっております。繰越理由としましては、水管橋設計業務の追加が発生し、日数を要するためでございます。事業の完了は、令和8年12月を予定しております。

次に、報告第8号 公共下水道事業会計では、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による営業費用の事故繰越、款2 下水道事業費用 項1 営業費用 事業名 大口径下水道管路調査診断事業1件でございます。予算計上額711万6千円、支払義務発生額711万6千円 翌年度繰越額711万6千円。財源内訳は、企業債710万円 損益勘定留保資金1万6千円となっております。この事業は、令和8年5月に完了しております。

以上で、報告第7号及び第8号の説明を終わります。

議 長 これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。
報告第7号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第7号 令和7年度和木町簡易水道事業会計予算繰越
計算書の報告について
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

議 長 報告第8号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二議員。

上 田 議 員 この大口径水道管事業の診断なんですけども、全国で下水道
管の陥没事故が相次いで、それに伴って診断したってこと
なんですけど、5月に完了したってことなんですけれ
ども、この診断の結果っていうのは出たんでしょうか、伺いた
いと思います。

課 長 片山課長。

片山都市
建設課長

はい、診断の結果は出ております。

議長

上田議員。

上田議員

結果についての内容というのはどうだったんでしょう。

課長

片山課長。

片山都市
建設課長

はい、点検に、結果についてですが、まず点検の延長ですけど、1, 045m点検をしております。診断の結果、緊急度1と判定されたものが299mあります。

議長

よろしいですか。上田議員。

上田議員

診断の結果、修理をしたところ、方がいいというところですか。それについては、今後修理をされるんですかね。

議長

片山課長。

片山都市
建設課長

はい、診断1と判定されたものについては、1年以内、4月から今年度中に対応する必要があるという結果になっておりますので、今その対応を検討しており、今年度中に完了させる予定で進めております。

議長

よろしいですか。はい。

議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

課長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。

		討論はありませんか。
議	長	（「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第 8 号 令和 7 年度和木町公共下水道事業会計予算 繰越計算書の報告について 承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第 8 号は承認することに決定しました。
議	長	日程第 10 報告第 9 号 和木町土地開発公社の経営状況 の報告について 理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。
議	長	日程第 11 議案第 18 号 令和 8 年度和木町一般会計 補正予算（第 1 号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 松井企画総務課長。
松井企画 総務課長		議案第 18 号 令和 8 年度和木町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総 額に、それぞれ 122 万円を追加し、総額を 45 億 8,913 万 1 千円とするものでございます。 今回の補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、 令和 8 年 4 月から開始となりました、学校給食費の抜本的な

負担軽減、「いわゆる給食費無償化」による新たな交付金及び匿名寄附の受け入れ、歳出では、テレワーク移住に係る補助金の増額などこれらを提案させていただくものでございます。

それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページからご説明を申し上げます。

費目ごとの詳細につきましては9ページからとなります。

款2 総務費の補正（99万9千円）は、東京圏などから和木町にテレワークを伴う移住をされる方に対して、和木町創生テレワーク移住支援金要綱に基づく支援を講じるための予算措置として、移住支援事業等補助金を増額するものでございます。

款3 民生費（22万1千円）は、介護保険法の改正に伴うシステム改修及び印刷製本費など事務費として介護保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

費目ごとの詳細は、7ページからとなります。

款16 県補助金（2,046万2千円）は、歳出でご説明いたしましたテレワーク移住に係る補助金の県負担分として49万9千円、給食費負担軽減交付金1,996万3千円を増額するものでございます。

款18 寄附金1,000万円は、匿名寄附でございます。寄附者から、給食センターの建設関連費に活用していただきたいのご意思を尊重し、給食センター整備指定寄付金として追加するものでございます。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を2,924万2千円減額しております。

以上で議案第18号の説明を終わります。

議

長

本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

明本光弘議員。

明 本 議 員	はい、給食センター整備指定寄附金1,000万円についてお伺いします。 給食センターへの建設基金の積立金ではなく、今年度の一般会計の歳入に組み込まれ特定財源として計上されています。 行政報告では建設費等の費用に充当するとありますが、今年度は、建設事業はありません。具体的な給食センターの建設のどの事業に充てるのかわかりませんので教えてください。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	今年度につきましては、給食センターの建設に向けての設計業務がございます。この寄附金でございますが、寄附者の方からも給食センターに関連した費用、そういったもので使っていただきたいということでございます。5月1日に寄附を受けまして、今年度中にこういうことに使いましたという事でお示しをしたいという気持ちからこういう措置をしてございます。
議 長	いいですか、はい。 他に質疑はございませんか。 嘉屋富公議員。
嘉 屋 議 員	歳入の部分でお聞きします。 今回財政調整基金繰入金2,924万2千円とありますが、これこだけマイナスした場合に総額でなんぼになるんでしょうか。今のところ。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	議員おっしゃられました総額というのは、財政調整基金の残高の総額と思われます。申し上げます。この補正後の金額でございますが、9億5,560万円でございます。
議 長	他に質疑はございませんか。

議長 上田丈二議員。

上田議員 歳出についての移住支援事業補助金について伺います。99万9千円で県からの補助が半分あるということなんですけれども、この補助の内容についてもう少し詳しくお聞きしたいんですけれども。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 この移住支援でございますが、山口県と和木町との共同の事業となります。こちらの方なんです、東京圏などから山口県の制度の場合はですね、福岡県、広島県も範囲に含まれておりますが、そちらの方からテレワークを事業として、されている方の山口県内の移住、移住されてこられた市町が補助金を審査、支出をするという事になっておりますが、今度は和木町の方に移住される予定があるという事です、予算措置を行うものでございます。

議長 上田議員。

上田議員 はい、移住される方が、家族とかお子さんとかいらっしゃると思うんですけど、その場合について補助金の額というのも増えていくという形で理解してよろしいですか。

議長 松井課長。

松井企画総務課長 はい、議員お見込みの通りでございます。まずテレワーク移住されている方、単身で来られた場合ですね、30万円の補助となります。2人以上の世帯であればですね、50万円。さらに18歳未満のお子さんがいらっしゃる場合は、1人につき50万円の加算がございます。以上です。

議長 よろしいですか。いいですか。

議 長	はい、三分一議員。
三分一議員	はい、関連しまして、移住支援等、移住支援事業等補助金のことなんですけれども、先程説明がありましたが、これ100万円、99万9千円ですけれども、計上されています。これは1世帯、2世帯とかこう、この100万以上掛かるっていう場合は補助されるのかどうか教えてください。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	この度のこの補正予算でございますが、1世帯で考えております。また新たな移住者、ご希望の方ご相談に来られた場合にはですね、またこういった予算措置をさしていただきながらですね、どんどん人口増加に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えております。
議 長	三分一議員。
三分一議員	はい、ありがとうございます。一応、補助金の詳細とか条件とかですね、この辺はちょっとホームページ見させてもらいましたが、山口県独自で創設したテレワーク移住支援金制度、通称ですけれども山口創生テレワーク移住補助金ということでよろしいですか。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	はい、今議員がおっしゃられた通りでございます。
議 長	よろしいですか。 嘉屋議員どうぞ。
嘉 屋 議 員	例えば東京圏でテレワークされてます。Uターン、東京から

また我が家に帰ってきてという方、具体的なこと言いますけど、そういった場合にそんだけの費用出る訳でしょうか。

議 長 松井課長。

松 井 企 画 松井課長。こちらにUターンされるいろいろな条件等々ございますが、
総 務 課 長 このテレワーク補助金で使えるものについてはですね、実際に
テレワークの業務を東京でもされている、そしてこちらに返ってこられてもその業務を同様にですね、引き続き行っていていただくという事が条件となっております。

議 長 他に質疑はございませんか。
灰岡裕美議員。

灰 岡 議 員 県補助金ですね、給食費負担軽減、給食費負担軽減交付金
1, 9 9 6 万 3 千円ですが、この交付金がこの金額になった
算出理由を教えてください。

議 長 鳥枝教育委員会事務局長。

鳥 枝 松井課長。これは県の交付金で、食材費の支援に対する交付金となっ
教育委員会 おりまして、小学校の在籍児童数に県の支援基準額の
事 務 局 長 5, 2 0 0 円、それから11か月分を掛けたものでございます。

議 長 よろしいですか。
どちらですか。灰岡議員。

灰 岡 議 員 はい、今11か月分っていう答弁があったんですが、これは
今年の4月に国が国会で決まって5月からこの交付が始まったということで11か月分ということでよろしいんでしょうか。

議 長 鳥枝局長。

鳥 枝
教育委員会
事務局 長

この11か月というのは県の交付要項に基づいた11か月、
県ですね、交付要項に基づき11か月という算定方式になっ
ております。おそらくですね、夏休み等がございますので、
それを省いたものではないかと思います。

議 長

いいですか。
上田議員どうぞ。

上 田 議 員

今、県からということだったんですけども、検索するとです
ね、公立小学校の給食支援に向けて国が取り組んだ事業という
ふうに聞いているんですけども。そういうことでしたらこの
補助金っていうのは、今回だけっていう形になるんでしょう
か、それとも継続されてこの補助金っていうのは出るんです
ょうか。それをちょっと伺いたいんですけども。

議 長

鳥枝局長。

鳥 枝
教育委員会
事務局 長

この事業は国が2分の1、それから県が2分の1で、県が
市町に配分するというものになってます。継続するかどうかに
ついては国、県で決めていくものだというふうに思っており
ますが、継続していくものと、ではないかと考えております。

議 長

上田議員。

上 田 議 員

継続が可能な事業であればですね、和木町は給食費無償か、
小学校、中学校、そして保育施設に関しても一部助成金っての
を行っているんですけども、物価高騰が続いてこの賄い費と
いうのがきつくなっていると思うんですけども、この財政負担
について和木町が多少でも楽になると思うんですけどもね、
この補助金って、その浮いた部分に関して和木町で行っている
給食費無償化、それから保育施設の一部給食費の助成ですね、
こういったものについてもう少し厚くしていくとかそういつ

たお考えはあるのでしょうか伺いたいと思います。

議 長 鳥枝局長。

鳥 枝 給食賄い材料費につきましては、児童、生徒のカロリーに応じてですね、計算して提供しておるものでございます。今回についてはですね、県が1,900万交付ということで、歳入で町としては受けて、賄い材料費としては、予算規模としては小学生で2,200万円弱の歳出の賄い材料費を組んでおります。その分歳出が負担が減るというふうに考えております。

議 長 いいですか。
上田議員。

上 田 議 員 今のところは対応で間に合ってるので、今後の浮いた分の補助金についての今後の対応っていうのは、考えてないってことですか。

議 長 坂本町長。

坂 本 町 長 はい、ただ今上田議員より県から小学校の給食費負担軽減交付金、まあ国を通じて入るんですけど、約2千万円これが入ると。ほいで、先程局長から説明があったように小学校賄い材料費約2,200万円かかっていると、じゃあこの2千万円入ったから、小学校の賄い、給食を豪華なもんにするか。それはありません。カロリーに基づいてですね、今まで通りやります。だからこの浮いた2千万円につきましてはですね、職員みんなと考えてですね、また、どこに使うのが一番いいのかということを考えて、和木町の財政を考えながら使用してまいりたい、このように考えております。

議 長 いいですか。はい。
他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第12 議案第19号 令和8年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長 議案第19号 令和8年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万7千円を追加し、予算の総額を5億2,708万円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算を調整するもので、サービス事業勘定の補正はございません。

2ページの歳出からご説明いたします。費目ごとの詳細は、9ページとなります。

款1 総務費は、負担限度額認定証の様式変更に伴う印刷製本費、限度額の変更及び新たな認定証への印刷を可能とするシステム改修委託料、あわせて42万7千円を増額するものです。負担限度額認定証は毎年8月に更新します。4月に国から通知され、様式変更が必要であると分かり、7月末までに新しい様式で対象者にお届けしなければならなかったため、今回の補正となりました。

続きまして1ページ、歳入についてご説明いたします。詳細は、7ページです。

款2 国庫支出金はシステム改修委託料に対する補助を見込み、20万6千円を増額するものです。

款5 繰入金は、総務費の歳出額から国庫支出金による補助を除く額を、一般会計から繰り入れるため、事務費繰入金と

して22万1千円を増額するものです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

議

長

本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ござ
いませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議

長

異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 9 時 5 2 分

